

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月18日作成)

法令名	北海道情報公開条例		
根拠条項	第9条		
許認可等の種類	公文書の開示を請求する権利		
法令の定め	何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。		
審査基準	開示に係る基準は、条例の定めに尽くされているため、審査基準を設定しない。		
標準処理期間	総期間	14日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	建設部収用委員会事務局		(電話番号：011-231-4111 内線 29-183)
申請先	同上		(電話番号：)
問い合わせ先	同上		(電話番号：)
備考			